

平成 16 年度上郡町における人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法の一部改正により、平成 17 年度より人事行政の公平性・透明性確保を目的として、前年度の各地方公共団体における人事行政の運営等の状況を一般に公表することが義務付けられました。

上郡町においても、上郡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成 16 年度の状況を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況(平成 16 年度中)

採用 7 名

退職 6 名

(2) 部門別職員数(定員管理)

(各年 4 月 1 日現在職員数)

部 門		職 員 数			16 年対 14 年 比 較 (人)
		H14	H15	H16	
一 般 行 政	議 会	3	3	3	0
	総 務	29	28	29	0
	税 務	9	8	8	1
	農 林 水 産	11	11	11	0
	商 工	7	7	7	0
	土 木	22	24	20	2
	民 生	22	23	24	2
	衛 生	23	24	24	1
	小 計	126	128	126	0
特 別 行 政	教 育	44	43	45	1
	小 計	44	43	45	1
普 通 会 計 計		170	171	171	1
公 営 企 業 等 会 計	水 道	10	9	9	1
	下 水 道	11	10	9	2
	そ の 他	9	9	9	0
	小 計	30	28	27	3
合 計		200	199	198	2

(部門名は、国が行う統計上の種別であり、町組織の課名ではありません。)

《参考》なお、上郡町職員定数条例における総定数は 212 人です。

2. 職員の給与の状況

(1) 1 人あたりの支給額(平成 16 年 4 月 1 日現在)

平均給料月額(百円)	平均年齢
3,232	40.3 歳

(2) 初任給の状況(平成 16 年 4 月 1 日現在) (単位:円)

区 分	大 卒	短 大 卒	高 卒
一般行政職	166,500	154,300	143,300

(3) 手当制度の状況

手 当 名	上 郡 町				国														
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給				同 左														
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 月 13,500 円 ・ その他 月 6,000 円(3 人目からは 5,000 円) (満 16 ~ 22 歳の者については年度初めから年度末まで 5,000 円加算) 																		
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用車等で通勤する場合 距離に応じ、月 1,000 ~ 26,700 円 				月 2,000 ~ 24,500 円														
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関を利用して通勤する場合 運賃相当額(上限 55,000 円) 				同 左														
住居手当	自己所有の家に居住するか、借家等に居住し、家賃を支払っている職員に支給				同 左														
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち家居住 月 3,500 円 																		
期末手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借家等居住 23,000 円以下の場合・・・家賃月額 - 12,000 円 23,000 円超の場合・・・(家賃月額 - 23,000 円) ÷ 2 + 11,000 円 (家賃月額が 12,000 円を超える場合に限る。また、上限は 27,000 円) 				同 左														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>16 年度支給割合</th> <th>期 末</th> <th>勤 勉</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月</td> <td>1.4 月分</td> <td>0.7 月分</td> <td>2.1 月分</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>1.6 月分</td> <td>0.7 月分</td> <td>2.3 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.0 月分</td> <td>1.4 月分</td> <td>4.4 月分</td> </tr> </tbody> </table>					16 年度支給割合	期 末	勤 勉	計	6 月	1.4 月分	0.7 月分	2.1 月分	12 月	1.6 月分	0.7 月分	2.3 月分	計	3.0 月分
16 年度支給割合	期 末	勤 勉	計																
6 月	1.4 月分	0.7 月分	2.1 月分																
12 月	1.6 月分	0.7 月分	2.3 月分																
計	3.0 月分	1.4 月分	4.4 月分																
超過勤務手当	職制上の段階、職務の級等による加算措置・・・有				同左														
超過勤務手当	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員に勤務した時間数に応じて支給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該職員の時間単価 × (1.25 ~ 1.60 倍) 				同左														

・ その他職員手当での状況

手当名	内 容		
管理職手当	副課長以上の管理職員に対して支給(平成 16 年度より抑制措置)		
	・ 給料月額 × 下記の支給率 (単位:%)		
	役 職	平成 15 年度	平成 16 年度
	課長及び課長相当職	1 5	1 1
管理職特別	副課長及び副課長相当職	1 0	7
	幼稚園長及び保育所長	8	6
管理職特別	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年末年始の休日に勤務した管理職に支給		

勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 課長及び課長相当職 1回 6,000円 副課長及び副課長相当職 1回 4,000円 (勤務時間か6時間を超える場合は、上記額150/100を乗じて得た額)
宿日直手当	宿日直勤務した職員に支給 ・1回 4,200円
調整手当	支給率 給料、扶養手当及び管理職手当の月額5%
特殊勤務手当	医師手当 月額1,100,000円の額を超えない範囲 伝染病防疫作業手当 従事した日1日につき100円 行旅死亡人等取扱作業手当 従事1回につき300円 塵芥処理作業手当 月額10,000円、勤務成績により日額170~250円 現場作業手当(企業職員) 月額3,000円 企業職員手当 給料月額の10%

(4) 特別職等の報酬等の状況(平成16年度)

区 分		月 額		その他手当
給 料	町 長	860,000円		通勤手当、 扶養手当(教育長のみ)
	助 役	700,000円		
	教育長	645,000円		
報 酬	議 長	425,000円		委員長手当
	副議長	322,000円		
	議 員	285,000円		
期末手当	町長、助役、 教育長	区 分	期末手当	期末手当加算措置
		6月期	2.1	有
		12月期	2.25	
	合 計	4.35		
	議長、副議長、 議員	区 分	期末手当	期末手当加算措置
		6月期	2.1	有
12月期		2.25		
合 計	4.35			

報酬等月額について町長・助役・教育長は平成17.4.1から、議長・副議長・議員は平成17.7.1から減額改定しております。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区 分	勤 務 時 間 等
勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く)
1日あたりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間を除く、実質8時間勤務)
1週当たりの勤務時間	40時間勤務(8時間×5日間)

(2) 休暇制度

(使用実績は H16.1.1 ~ 12.31)

休暇の種類	休暇日数等	使用実績	
有給休暇	年次休暇	全職員に対し、1年につき20日間付与(前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年に繰越)	平均使用日数 8.3日
	夏季休暇	全職員に対し、7月から9月までの間において、6日間付与(内3日は研修休暇)	平均使用日数 5.41日
	産前休暇	妊娠した職員に対し、出産予定日8週間前の日から出産の日まで付与	取得件数 3件
	産後休暇	出産した職員に対し、出産日の翌日から8週間付与	取得件数 3件
	服喪休暇	親族の喪に遇った職員に対し、続柄及び死亡時の生計関係に応じ、最大10日間付与	取得件数 21件
	結婚休暇	結婚する職員に対し、最大5日間付与	取得件数 3件
	病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要が生じた場合に最大120日間付与(公務上の疾病等については別途規定)	取得件数 9件
	その他の休暇	子の看護休暇、育児時間休暇、妻の出産補助休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇等	取得件数 1件
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介護しなければならない職員に対し、6月を限度として必要な休暇を付与する	取得件数 0件
	組合休暇	組合活動に従事する場合に1暦年に最大30日間付与	取得件数 0件
	育児休業	職員が3歳に満たない子を養育する場合に当該子が3歳に達する日まで	取得件数 3件

3. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 処分者数 (単位 : 人)

処分内容		処分者数	処分事由
分限処分	免職	0	
	降任	0	
	休職	0	
	降給	0	
	失職	0	
懲戒処分	免職	0	
	停職	0	
	減給	0	
	戒告	0	
	訓告等	0	

4. 職員のサービスの状況（単位：人）

区 分	違反者数
命令に従う義務	0
信用失墜行為の禁止	0
秘密を守る義務	0
職務に専念する義務	0
政治行為の制限	0
争議行為等の禁止	0
営利企業従事制限	0

5. 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況 (単位：人)

区 分	受講者数
兵庫県自治研修所研修	5
播磨自治研修協議会研修	12
兵庫県自治協会研修	9
兵庫県町村会研修	10
西播広域行政協議会研修	6
合 計	42

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況 (単位：人)

区 分	受診者数	内 容 等
総合健診	68	35歳以上の職員の間人ドック
定期健診	118	上記以外の職員の健康診断
合 計	186	

(2) 公務災害の保障制度

加 入 団 体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金兵庫県支部	1	腰椎捻挫(単独 車両交通事故)